

# アップデート法改正

第1回/全8回



社会保険労務士  
加藤光大

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。

## ❖ 労働基準法 罰則 ❖ (法117条)

罰則規定の「懲役」及び「禁錮」という表記が「**拘禁刑**」とされました。

改正前	第5条の規定に違反した者は、これを1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。
改正後	第5条の規定に違反した者は、1年以上10年以下の <b>拘禁刑</b> 又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。

「これを」を削除し、「懲役」を「**拘禁刑**」としました。

他の罰則規定や他の法律の規定においても、これに準じた改正が行われています。

### 改正の趣旨

刑法において、従来、懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせ、禁錮は、刑事施設に拘置するものでしたが、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進することとしました。すなわち、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて**拘禁刑**を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとしました。これに伴い、労働基準法等の罰則の規定が改正されました(令和7年6月1日施行)。

### 一問一答 問題

問1 労働基準法第6条に規定する「中間搾取の排除」の規定に違反した者は、これを1年以下の拘禁刑に処することとされている。

### 解答・解説

問1 × 設問の場合、「1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する」とされています。

ポイント ▶ 罰則のうち「罰金」は廃止されていません。